

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

安心のゴールキーパーでありたい。



すまいの保険

2017年1月1日以降始期契約用

GK すまいの保険（保険期間5年以下用）

GK すまいの保険・スーパーロング

GK すまいの保険・ローン団体扱用

（いずれもグランドタイプを含みます。）

類焼損害・見舞費用特約のおすすめ

《マンション戸室用》

火事を起こしてしまったとき、
近隣への損害まで補償されるので安心！

隣室への延焼や消火活動での周辺戸室への水漏れ… マンションでの火災は近隣への影響が心配ですね。

この特約で近隣の損害にも備えましょう。特約保険料は年間 **1,650円** です！(注)

(注)保険期間1年、一時払の場合の保険料です。保険料は、保険期間や払込方法等によって異なります。

例えば、このようなケースが補償の対象となります。



自宅より出火、隣室に延焼させてしまった。



爆発により、マンションに隣接する他人の家に損害をあたえてしまった。



消火活動により、隣室や階下の戸室およびその収容家財を水浸しにしてしまった。

隣室の方が、十分な補償を受けられる火災保険に加入しているとは限りません！

例えば、「無保険」または「保険金額不足」であることが判明した場合、トラブルに発展する可能性があります。

こうしたトラブルをなるべく少なくするためにも、「類焼損害・見舞費用特約」のセットをおすすめします。

火元の方

お隣の方、火災保険に加入していなかったんですって。
うちが火元なのに、何かしなくていいのかしら..
本当に申し訳ないわ。



ぜひ、「類焼損害・見舞費用特約」のセットをご検討ください！ 詳しくは裏面をご覧ください。



お隣の方



自分で火災保険に入っていなかったよ…。
火元の方に損害賠償してもらいたいなあ。

日本には「失火の責任に関する法律(失火責任法)」という法律があることをご存知でしょうか?
この法律では、**失火者(火元)に重大な過失がなければ、法律上は損害賠償をしなくてよい**ことになっています。

**法律上は責任がないと言っても…実際に火元はうちだったんだし…
でも、お隣の復旧費まで支払う余裕はないし、本当に困ったわ…。**

火元の方



- ◎ 失火者(火元)の心情的な負担は非常に大きく、引越しを余儀なくされるような事態もあります。
- ◎ 被害を受けた方も、失火者に対し法的責任を前提とした金銭補償を求めることが出来ず、戸室の復旧が困難なことがあります。

「類焼損害・見舞費用特約」は、法律上の損害賠償責任の有無に関わらず近隣への損害を補償しますので、
失火者の心情的負担を軽減し、マンション内の良好な関係の維持に役立ちます。

保険金をお支払いする主な場合

<類焼損害保険金>

保険の対象の建物、その収容家財、または保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から火災、破裂・爆発が発生し、その事故により近隣の建物やその収容動産に損害が生じた場合に、**損害の額(修理費等)**から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします^(注)。ただし、類焼損害保険金としてお支払いする額は、保険期間1年ごとに**1億円**を限度とし、保険期間が1年超のご契約の場合も1年ごとに**1億円**を限度とします。

(注)補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の重複が生じることがありますので、補償内容をご確認ください。

類焼補償対象物に含まれない主なもの

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ・商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品
- ・1個または1組について30万円を超える貴金属等
- 等

<失火見舞費用保険金>

保険の対象の建物、または保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から火災、破裂・爆発が発生し、その事故により第三者の所有物に損害が生じた場合に、**支出した見舞金等の費用の額**をお支払いします。ただし、1被災世帯あたり**30万円**を限度とし、1回の事故につき損害保険金の30%を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

<類焼損害保険金>

- 保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の方もしくは保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失等による損害

<失火見舞費用保険金>

- 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による場合
- 煙損害または臭気付着の損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- 等

・このチラシは「GKすまいの保険（家庭用火災保険）／類焼損害・見舞費用特約」の特長をご説明したものです。
詳しくは重要事項のご説明またはパンフレットをご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客様デスク) 0120-632-277 (無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

72090 2016.11 A3E12 B (新)